

第6回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年7月30日(月)
ところ KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」と提案のあった「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について会長へ報告がありました。

また、前回提案と継続審議となった13件の協議項目のうち11件が承認されたほか、今回は8件の協議項目が提案(5〜7ページの第7回協議会参照)されました。



報告事項

▼第4回議員専門部会報告

1 協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおり協議会に報告しました。

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

2 協議第6号 議会の議員の定数及び任

期の取扱いについては、次の5案を提案したことを協議会に報告しました。

なお、今後開催される議員専門部会までに、各委員が検討を行うこととしました。

- (1) 定数特例及び在任特例は適用しない。
- (2) 定数特例を適用する。
- (3) 定数特例を適用する。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても定数特例を適用する。
- (4) 在任特例を適用する。
- (5) 在任特例を適用する。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においては、定数特例を適用する。

編入合併の場合、編入される旧市町村の議会の議員はその身分を失うのが原則ですが、合併特例法では、激変緩和措置として新市の議員の定数や任期にかかると特例措置が設けられています。

○定数特例

編入される旧市町村の区域で選挙区を設けて増員選挙を行うことができます。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても定数特例が適用できます。

○在任特例

編入される旧市町村の議員は、編入先の市町村の議員の残任期間、引き続きその議

員として在任することがあります。さらに、合併後最初に行われる一般選挙においては、定数特例を適用できます。

承認された項目

▼協議第19号 町名・字名の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

■熊本市の区域内の町名については、現行どおりとします。

■富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除します。(左表参照)



富合町の町名は「熊本市富合町」へ変わります

▼富合地域の町名一覧

現町名	合併後町名	現町名	合併後町名
下益城郡 富合町大字 榎津	熊本市富合町榎津	下益城郡 富合町大字 菰江	熊本市富合町菰江
下益城郡 富合町大字 大町	熊本市富合町大町	下益城郡 富合町大字 志々水	熊本市富合町志々水
下益城郡 富合町大字 御船手	熊本市富合町御船手	下益城郡 富合町大字 釈迦堂	熊本市富合町釈迦堂
下益城郡 富合町大字 碓江	熊本市富合町碓江	下益城郡 富合町大字 新	熊本市富合町新
下益城郡 富合町大字 上杉	熊本市富合町上杉	下益城郡 富合町大字 杉島	熊本市富合町杉島
下益城郡 富合町大字 清藤	熊本市富合町清藤	下益城郡 富合町大字 田尻	熊本市富合町田尻
下益城郡 富合町大字 木原	熊本市富合町木原	下益城郡 富合町大字 西田尻	熊本市富合町西田尻
下益城郡 富合町大字 小岩瀬	熊本市富合町小岩瀬	下益城郡 富合町大字 平原	熊本市富合町平原
下益城郡 富合町大字 莎崎	熊本市富合町莎崎	下益城郡 富合町大字 廻江	熊本市富合町廻江
下益城郡 富合町大字 古閑	熊本市富合町古閑	下益城郡 富合町大字 南田尻	熊本市富合町南田尻
下益城郡 富合町大字 国町	熊本市富合町国町	※番地は現行どおりです。	